

(平成23年7月13日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 16 件

京都国民年金 事案 2345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 41 年 7 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 2 月から同年 7 月まで

知人の勧めで、昭和 39 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は自身で月々納付し、申立期間②及び③の保険料は元妻が私の分と一緒に月々納付していた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 11 か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の元妻は納付済みである上、申立期間当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の昭和 58 年度の摘要欄に、申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人は、この納付書により、当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（＊、以下「手番（i）」という。）は、A 市 B 区において昭和 40 年 10 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、特殊台帳では、同年 4 月から 41 年 6 までの保険料については現年度納付していることが確認できるものの、同年 7 月以降の保険料が納付された形跡は見当たらない。この点については、申立人は、この時期に同市 C 区に転居したとしているところ、前記の特殊台帳には「不在被保険者 41」の記載が有り、A 市が昭和 51 年度以降の国民年金の加入状況等を記録している手番（i）に係る国民年金収滞納リストにおいて、申立

人は 52 年度から 57 年度まで不在被保険者として登載された後、被保険者資格が取り消されていることを踏まえると、申立期間①について、行政側は申立人の所在を把握できず、申立人は、国民年金被保険者として管理されていなかったものと考えられる。

また、申立人は、上記とは別の国民年金手帳記号番号（＊、以下「手番(ii)」という。）により昭和 47 年 12 月に同市 D 区で発行された国民年金手帳を所持していることから、この頃改めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できるが、この時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立期間③について、手番(ii) に係る A 市の国民年金収滞納リストでは、一緒に国民年金保険料を納付したとする元妻も未納となっていることから、現年度納付されなかつたものと考えられる上、申立人については、この期間のうち、昭和 62 年 7 月の保険料を平成元年 11 月 21 日に一旦納付したもの、納付期限が経過していたことから 2 年 2 月 28 日に E 信用金庫 F 支店の申立人名義の口座に還付されていることがオンライン記録により確認できるが、元年 11 月 21 日の時点では、申立期間③は既に時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人又はその元妻が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを見出す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 2346(事案 1974 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から43年3月まで

夫は昭和43年4月に国民年金に加入したが、自分はそれ以前に加入しており、申立期間の国民年金保険料は郵便局の人に集金してもらって納付していたことをはっきり覚えている。前回の決定には納得できないので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する国民年金手帳でも被保険者資格の取得日が同年4月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての結果について納得できないとして、再申立てしているが、前回と同様の主張を繰り返すのみであり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められない上、上記とは別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てについて、「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、別の同手帳記号番

号が払い出されていた形跡は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2347

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年2月までの期間及び11年3月から12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成4年4月から5年2月まで
② 平成11年3月から12年2月まで

時期は不明であるが、両親のいずれかが市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるが、申立人の両親のいずれかが市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、申立人に対し、平成9年1月1日付けで基礎年金番号が付番された時点において、当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人の国民年金の記録は、基礎年金番号によって管理されている。

また、申立人が、上記の基礎年金番号付番時に加入していたA共済組合員期間の記録は、平成9年5月30日に追加処理されたものであることがオンライン記録により確認できることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付するには、申立人は、この期間直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である平成 11 年 3 月 7 日以降、遅滞なく国民年金への再加入手続を行う必要があるが、同日を適用日とする国民年金の加入勧奨が 14 年 1 月 21 日付けで行われていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、この日以後に国民年金の再加入手続を行ったものと推認される上、申立期間直後の 12 年 3 月から 13 年 3 月までの期間の保険料については、14 年 4 月 4 日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるが、この納付時点において、申立期間②は既に時効により保険料を納付できなかつたものと考えられる。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2348

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年2月から59年3月まで

申立期間当時は学生であったので、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。4人兄妹の兄も妹も20歳から加入している年金手帳を所持しており、私だけ加入していないはずはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生であったが、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、学生であった申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に居住していたA市において、任意加入の手続を行い国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、同市において、加入手続がなされた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和61年5月にE市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認される上、国民年金の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年4月1日であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人の父親が申立人と同様に国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄については、昭和 53 年 6 月に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料が納付されていることが確認できるものの、申立人の二人の妹は、それぞれ 25 歳時に同手帳記号番号が払い出されていることから、この頃国民年金に加入したものと推認される。

さらに、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2349

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月、同年5月、10年4月、同年7月、11年4月、同年8月から12年3月までの期間及び同年9月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成7年4月及び同年5月
② 平成10年4月
③ 平成10年7月
④ 平成11年4月
⑤ 平成11年8月から12年3月まで
⑥ 平成12年9月から13年3月まで

時期は定かではないが、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、母親が60歳に達するまでは二人分の国民年金保険料を、その後は私の保険料を銀行で納付してくれたはずであり、申立期間が未納となっていることには納得できない。

なお、平成11年及び12年の所得税源泉徴収簿を所持しており、ここには、社会保険料控除額として国民年金の年間保険料額15万9,600円が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立人の母親が60歳に達するまでは自身と二人分の国民年金保険料を、その後は申立人の保険料を銀行で納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成8年1月頃に払い出されたものと推認でき、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、この時点において申立期間の保険料の納付は可能であったものの、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を

記録している国民年金収滞納リストでは、現年度納付された記録は確認できない上、このうち、7年5月の保険料は時効後の10年4月に納付されたことから同年6月に還付されていることが、オンライン記録により確認できる。

また、A市の国民年金収滞納リストにおいて、申立人の母親は上記の加入手続以降、60歳に達するまで自身の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるのに対し、申立人は、加入手続を行った平成7年度から11年度までについて、現年度納付した形跡は見当たらず、前記の母親に係る現年度納付日と同一日に申立人の過年度納付が行われた事跡もオンライン記録において認められないことから、両者は納付行動を異にしていたものと考えられ、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間①から⑥までに係る納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録が全て漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、平成11年及び12年の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を所持しており、同徴収簿には、社会保険料控除額としてそれぞれ当該年間の国民年金保険料相当額が記載されているが、オンライン記録では、11年5月の記録は、納付済みであった12年7月分の保険料が13年6月6日に重複して過年度納付されたことから、11年5月分の保険料として充当処理されたものであり、後続する11年6月分は12年7月25日に、11年7月分は12年8月22日に、同年8月分は13年6月25日にそれぞれ過年度納付されたものであることが確認できることから、前記の所得税源泉徴収簿に記載されている年間の保険料額は、保険料納付の実態を反映したものとなっておらず、申立期間①から⑥までの保険料納付を裏付ける関連資料とみることはできない。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付したことを見出すうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2539

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 18 日から 40 年 9 月 15 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 41 年 1 月 5 日から同年 8 月 26 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 8 月 20 日まで
(C 株式会社)
④ 昭和 43 年 12 月 3 日から 45 年 2 月 21 日まで
(D 株式会社)

A 株式会社、B 株式会社、C 株式会社及び D 株式会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社、B 株式会社、C 株式会社及び D 株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、D 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間の脱退手当金は、当該 4 事業所を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別

事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2540

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 26 日から同年 11 月 13 日まで
(株式会社 A)

② 昭和 37 年 11 月 24 日から 38 年 5 月 26 日まで
(B 株式会社)

③ 昭和 43 年 7 月 26 日から 44 年 9 月 26 日まで
(C 医院)

④ 昭和 45 年 10 月 26 日から 47 年 3 月 1 日まで
(C 医院)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A、B 株式会社及び C 医院の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、D 年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、「小切手 47.5.11 交付済」の押印があるとともに、払渡希望の郵便局名の欄には「E 郵便局」の記載があることから、申立人は当時の住所地近くの同郵便局において隔地払いにより脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る C 医院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無

く、被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年5月11日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 36 年 10 月 21 日まで

A 株式会社に勤務していた期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取ったことも手続をした記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社 B 工場の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、C 年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、当該事業所の被保険者期間（申立期間と同一）について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、当該裁定請求書には、申立人が当時両親と住んでいた D 市の住所が記載されている上、「受付 36.10.23」、「小切手 37 3.-2 交付済」の押印が有るとともに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認でき、申立期間の脱退手当金の額は、支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている同一事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理され

ており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 6 日まで

A 株式会社 B 支店の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社 B 支店の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 3 月 31 日に支給されている。

また、A 株式会社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2543

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 2 日から 47 年 10 月 1 日まで

私の年金記録によると、A 株式会社において、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B 年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、A 株式会社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「現金支払済 48. 4. 20 B 社会保険事務所」、「完結 48. 4. 20」及び「脱手 48. 2. 6」の押印が有り、同請求書には昭和 48 年 4 月 20 日付けで申立人が脱退手当金を受領したことを示す署名及び押印が確認できる上、記載された住所地が、申立人が記憶している当時の住所地と一致している。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の押印があるとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、

未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 26 日から 37 年 9 月 16 日まで
(A 株式会社 B 所)
② 昭和 38 年 3 月 1 日から 同年 4 月 14 日まで
(C 株式会社)
③ 昭和 38 年 5 月 23 日から 41 年 4 月 21 日まで
(D 株式会社)
④ 昭和 42 年 9 月 26 日から 同年 11 月 16 日まで
(E 有限会社)
⑤ 昭和 42 年 11 月 16 日から 43 年 4 月 13 日まで
(F 株式会社)
⑥ 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 1 月 16 日まで
(G 株式会社)
⑦ 昭和 44 年 4 月 5 日から 45 年 2 月 21 日まで
(株式会社 H)

脱退手当金制度が有ることすら知らなかつたので、脱退手当金を請求していない。申立期間の脱退手当金も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

I 年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立期間に係る被保険者期間について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「昭和 46.10.12 受付 I 社会保険事務所」、「支払済 46.12.24 I」「隔地払」の押印が確認できる上、同裁定請求書と共に年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金決定並びに支出伺、厚生年金保険被保険者記録事項照会票、厚生年金保険被保険者記録（回答）においても「昭和 46.12.24 支払済」「隔地払」の押印が確認できる。

さらに、脱退手当金の支給額は法定支給額と一致しており、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該脱退手当金裁定請求書には未請求となっている事業所が記載されていない上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 34 年 9 月 11 日から 43 年 10 月 1 日まで

A 株式会社に勤務していた期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、受け取ったことも手続した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社（現在は株式会社 B）の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」欄に丸印が付されているとともに、申立期間の脱退手当金の額は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 26 日に支給されているなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後において脱退手当金受給記録のある 21 人に照会したところ、12 人から回答があり、脱退手当金を受給したと回答した 8 人のうち、7 人は代理請求による受給であったとしており、そのうち、複数の者が「退職時に事務担当者から、脱退手当金の請求について説明を受けた。」と供述していることから、同社においては、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別

事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の厚生年金保険番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 28 日から 32 年 2 月 28 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 32 年 2 月 28 日から 33 年 5 月 30 日まで
(株式会社 B)
③ 昭和 33 年 8 月 23 日から 34 年 1 月 11 日まで
(C 株式会社)
④ 昭和 40 年 4 月 12 日から 41 年 4 月 20 日まで
(C 株式会社)
⑤ 昭和 47 年 7 月 1 日から 同年 11 月 5 日まで
(D 社 E 所)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

F 年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 47.11.9 F 社会保険事務所」、「47.11.24 資格関係照会」、「支払済 47.12.27 F」の押印が有ることが確認できる。

また、脱退手当金支給決定伺には、「隔地払」の押印が確認でき、余白には、「G 県 H 局」の記載が有ることから、申立人の当時の住所地の近くの H 郵便局において脱退手当金が支給されたものと推認される。

さらに、当該裁定請求書に添付されている脱退手当金の算定内訳は A 株式会社、株式会社 B、C 株式会社及び D 社 E 所の 4 事業所に係る申立期間

①、②、③、④及び⑤の被保険者期間を通算して算出されており、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和47年12月27日に支給されているなど、その支給額に計算上の誤りは無い。

加えて、D社E所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有り、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 5 月 27 日から 47 年 12 月 12 日まで

株式会社 A の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立人の株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2548

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月 1 日から 30 年 3 月 15 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 1 月 13 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 43 年 6 月 8 日から 44 年 1 月 1 日まで
(C 工場)
④ 昭和 45 年 2 月 1 日から 46 年 1 月 31 日まで
(C 工場)
⑤ 昭和 46 年 2 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
(有限会社 D)

A 株式会社、B 株式会社、C 工場及び有限会社 D の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、どの事業所も受給した覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社、B 株式会社、C 工場及び有限会社 D の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、脱退手当金は申立期間①及び②に係るものが昭和 36 年 2 月 22 日に、申立期間③、④及び⑤に係るものが昭和 50 年 4 月 11 日支給された記録がある。

また、申立期間②に係る B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」

表示がある。

さらに、申立人の申立期間①に係るA株式会社の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月である「回答済36.1.18」の記録が有る。

加えて、申立期間①及び②に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは見当らず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

次に、申立期間③、④及び⑤の脱退手当金について、申立期間⑤に係る有限会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 50.3.12」の表示がある。

また、当該期間の脱退手当金について、当該期間に係る2つの事業所に係る申立期間③、④及び⑤の厚生年金保険被保険者期間を通算して計算され、金額についても一致するなど支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和50年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 4 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 24 年 11 月 25 日から 25 年 7 月 1 日まで
(社団法人 A)

② 昭和 25 年 7 月 1 日から 34 年 2 月 17 日まで
(株式会社 B)

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 6 頁の被保険者のうち、申立人とほぼ同時期（前後 2 年以内）に資格喪失し、当該事業所の被保険者期間のみで脱退手当金受給資格の有る女性 9 人の脱退手当金支給記録を確認したところ、7 人について、申立人と同様に資格喪失日後 6 か月以内に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、

支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2550

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 32 年 3 月 25 日から 37 年 5 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 5 月 30 日まで
(C 有限会社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 41. 5. 18」の記載が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2551

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 5 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 1 日まで
(A 株式会社)

② 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 4 月 16 日まで
(B 株式会社)

申立期間の脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 年金事務所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 45. 6. 19 C 社会保険事務所」、「支払済 45. 7. 23」の押印が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の押印が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 7 月 23 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書には職歴として記載されておらず、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2552

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 10 日から同年 10 月 31 日まで
(株式会社 A)

② 昭和 38 年 9 月 24 日から 40 年 8 月 27 日まで
(株式会社 B)

③ 昭和 40 年 11 月 14 日から 43 年 8 月 31 日まで
(株式会社 B)

申立期間について、昭和 44 年 3 月 17 日に脱退手当金が支払われたとされているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、脱退手当金は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 3 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、脱退手当金支給決定日の前に、脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、管轄社会保険事務所（当時）が異なっており、当時、請求者からの申出が無い場合、別社会保険事務所で管理されている被保険者期間を把握することは困難で

あつたことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2553

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 10 月 25 日から 41 年 5 月 26 日まで
株式会社 A に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されており、「受付 41. 6. 8 B 社会保険事務所」、「現金 41. 9. 13 支払済」の押印が確認できる。

また、株式会社 A の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記の裁定請求書には、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2554

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 34 年 1 月 24 日から 39 年 5 月 10 日まで

申立期間の A 株式会社 B 工場（現在は、C 株式会社）での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 株式会社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、脱退手当金支給日の約 1 か月前の昭和 39 年 9 月 8 日に氏名が婚姻後の姓に変更されたことが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 10 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。